

米国における ADHD と LD をもつ大学生のための支援システムの現状

リッチモンド大学 講師

ローラ E. クノース (Laura E. Knouse)

Profile — ローラ E. クノース

臨床心理学者。ノースカロライナ大学で Ph.D.取得。Massachusetts General Hospital と Harvard Medical School でポストドクを経て現職。専門は大人の ADHD のための認知行動療法。論文は、Isolating metamemory deficits in the self-regulated learning of adults with AD/HD. (in press, *Journal of Attention Disorders*), Current status of cognitive behavioral therapy for adult attention-deficit hyperactivity disorder. (2010, *Psychiatric Clinics of North America*) (いずれも共著) など。



北海道医療大学心理科学部臨床心理学科 助教

金澤潤一郎 (かなざわ じゅんいちろう)

Profile — 金澤潤一郎

2008年、北海道医療大学大学院心理科学研究科博士前期課程修了。同年に北海道医療大学大学院心理科学研究科博士後期課程入学。2012年より、北海道医療大学心理科学部助教。専門は臨床心理学。



米国では大学生が大学生活をうまくやっていくために、障害をもつ学生に対しても支援を行うことが、連邦法と大学の運営機関の責任として義務化されています。米国の大学での学生への援助は多様ですが、注意欠如・多動性障害 (ADHD) と学習障害 (LD) をもつ学生についての現状と支援システムを紹介します。

まず、障害をもちながら大学に入学する学生数は増加しています。米国の2年制と4年制の大学を対象にした調査では、86パーセントの大学にLDをもつ学生が在籍しており、79パーセントの大学にADHDをもつ学生が在籍しています (Raue & Lewis, 2011)。これら二つは発達障害の中で最も在籍生が多く、障害をも

つ大学生全体の18～31パーセントを占めます。

連邦政府から助成金を受けている大学は学生に対して「妥当な便宜を図ること」が義務付けられており、「障害が特定されていない」大学生にも学業面で平等な機会を与えなければなりません (Americans with Disabilities Act of 1990, 42 U.S.C.)。便宜を図る目的は、障害をもつ大学生に対して到達すべき学業目標を下げるのではなく、障害をもつ大学生を含めたすべての大学生が平等に学業経験を積む機会を得るように配慮することです。たとえば、ADHDやLDをもつ大学生に試験時間の延長は認めても、試験の内容を修正することはありません。

LDやADHDをもつ大学生への

学業的な便宜としては、一般的に、試験時間の延長や静かな環境での試験、ノートテーカー、教員や他の学生からのノートの借用、学業スキルについての個別指導者の配置、適応するための機器 (たとえば、教科書の音声録音、講義の録音) があります (Raue & Lewis, 2011)。これらに必要な費用は大学が負担するように義務付けられています。実際には、大学から認められた学生が学期開始時に書面を教員に提出し、最適な便宜について教員と学生がともに話し合いを行うことが理想的です。たとえば、大学から担当教員の授業ノートの借用を承認された学生の場合、学生と担当教員とで話し合った結果、パワーポイントのスライドを配布することがノートの借用

よりも役に立つこともあります(のちに、他の学生にも配布することになりました)。つまり、教員が一方的にアドバイスを行うという態度ではなく、学生と教員が率直に便宜について話し合うことで、より良い支援と学習成果につながります。

米国では、高校までは学校が法的義務として学生の障害を特定し、ニーズを評価し、必要な教育サービスを提供します。しかし大学生になると、障害のある大学生自らが適切な部署に申請しなければ、大学から便宜を受けることはできません。つまり自分自身でどのサービスを利用する必要があるのかを考え、また大学側が求める必要書類を病院などの外部施設で取得する必要があります。この大学生生活への移行は、障害をもつ大学生にとって慣れるために時間がかかりますが、障害をもたない大学生と同様に、意思決定とセルフケアを自らの責任で行うことを学ぶ必要があるということを意味しています。

多くの大学には、障害サポートオフィスが設置されています。大学はすべての学生のサポートを行いますので、その中でLDやADHDをもつ学生の支援も行います。筆者(Dr. Knouse)が勤務する大学では、学業スキルセンターが設置されていて、チューターの配置や学業スキル訓練を無料で行っています。米国の多くの大学に設置されている学内カウンセリングセンターでは、すべての学生が短期カウンセリングを受けることができます。LDやADHDをもつ大学生は、特有の自己管理スキルについてのカウンセリング、併存する精神疾患の治療、学業や日常生活を上手くやっていくための支持的カウンセリングを活用します。学内

カウンセリングセンターでは、学業に必要な能力の査定を行う施設もあります。障害サポートオフィスや学業スキルセンターのような全学生を対象とした大学システムとしての援助は、ADHDやLDをもつ大学生が、自らの障害を認めていなくとも、大学での勉強に困難さを感じた際にサポートを受けやすいという点でも有用です。

法律には従う義務がありますが、大学としても障害をもつ大学生の成功のために多額の予算を費やしており、ADHDとLDをもつ大学生にも権利と能力を発揮してもらおうと熱心に取り組んでいます。発達障害をもつ大学生に特化した支援を行う大学もあります。バーモント州の2年制私立大学であるLandmark Collegeは、「LD、ADHD、自閉症スペクトラム障害をもつ学生のみ」の入学を受け入れています。この大学では、発達障害をもつ学生が卒業後に、4年制大学に編入して成功するために必要となる学業スキルを身につけることに焦点を当てていて、発達障害をもつ大学生が、在学中だけでなく、卒業後も能力を発揮しやすくなるように支援しています。

研究という観点でも、教育学と臨床心理学の分野で発達障害をもつ大学生への支援は注目されています。たとえば、ADHDをもつ大学生に対するピア・コーチングの実践や、研究成果が積み上げられつつある成人のADHDに対する認知行動療法(たとえば、Safren et al., 2010)を大学生に特化した形式で適用しようと試みています。さらに、ユニバーサル・デザイン・アプローチに則り、障害の有無にかかわらず、アセスメントと教示法をすべての大学生に対して行い、さまざまな学業ニ

ズに合った支援によって利益が得られることが認識されつつあります(Lombardi, Murray & Gerdes, 2011)。

米国の大学におけるADHDとLDをもつ大学生へのサポートは、法定基準によって制約があるものの、その仕組みや領域は多岐にわたります。米国では、これまでに培われたADHDとLDへの支援を大学生に適用させようと試みている最中であり、大学教員、臨床家、研究者として、その必要性と責任を強く感じています。

文 献

- Americans with Disabilities Act of 1990, 42 U.S.C. Retrieved March 5, 2012, from <http://www.ada.gov/pubs/adastatute08.pdf>
- Lombardi, A. R., Murray, C. & Gerdes, H. (2011) College faculty and inclusive instruction: self-reported attitudes and actions pertaining to Universal Design. *Journal of Diversity in Higher Education*, 4, 250-261.
- Raue, K. & Lewis, L. (2011) *Students With Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions*. (NCES 2011-018) . Washington, DC: U.S. Government Printing Office.
- Safren, S. A., Sprich, S., Mimiaga, M. J., Surman, C., Knouse, L. E., Groves, M. & Otto, M. W. (2010) Cognitive behavioral therapy vs. relaxation with educational support for medication-treated adults with ADHD and persistent symptoms. *JAMA*, 304, 857-880.

注：本稿は両著者が内容について協議した上で、Dr. Knouseが概観を執筆し、その後、金澤がDr. Knouseと話し合いながら翻訳と修正を行った。